

大和市予防接種健康被害調査委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年6月10日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第37号

大和市予防接種健康被害調査委員会規則の一部を改正する規則

大和市予防接種健康被害調査委員会規則（昭和46年大和市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号を次のように改める。

(2) 厚木保健福祉事務所大和センター所長

第5条の見出し中「意見」を「意見等」に改め、同条中「会長」を「委員会」に改め、「会議の運営上」を削り、「聞く」を「聴く」に改める。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。